



国土建第228号
平成23年12月27日

(社)日本建設業連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

建設業法（昭和24年法律第100号）第40条の規定により建設業者が建設工事の現場に掲げることとされている標識等について、今般、規制改革要望等を踏まえ、小規模工事においても掲示が容易となるよう、その大きさを縮小することとし、平成23年12月27日付けで建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第106号）が公布・施行されました。

改正の内容及び留意点は下記のとおりですので、貴団体におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対して周知指導方お願いします。

記

1. 改正の内容

(1) 建設業者が建設工事の現場に掲げる標識について

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第29号を改正し、建設業者が建設工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦40cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改めることとした。

(2) 凈化槽工事業者が営業所及び浄化槽工事の現場に掲げる標識について

浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）別記様式第8号及び別記様式第9号を改正し、浄化槽工事業者（浄化槽法第3条第2項の規定により浄化槽工事業者とみなされるものを含む。）が営業

所及び浄化槽工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦35cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改めることとした。

(3) 解体工事業者が営業所及び解体工事の現場に掲げる標識について
解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第92号)
別記様式第7号を改正し、解体工事業者が営業所及び解体工事の現場に掲げ
ることとされている標識の大きさを「縦35cm以上×横40cm以上」から「縦
25cm以上×横35cm以上」に改めることとした。

2. 留意点

1. (1)～(3)の標識については、公衆が見易いように掲げる必要があること。

なお、建設業法施行規則別記様式第28号に定める建設業者が営業所に掲
げなければならない標識の大きさについては、従前のとおりである。

参考

建設業法施行規則等を改正する省令 新旧対照条文
○建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

原 行

様式第二十九号(第二十号参照)

建設業の許可を受けた建設業者が建設を施工する工場に於ける場合

建設業の許可	
商号又は名称	建設業の許可
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	主任の者名
資本	資本額及び種別
一般建設業又は専門建設業の別	
許可を受けた建設業	國土交通大臣許可()第号
許可年月日	

35cm以上

様式第二十九号(第二十号参照)

建設業の許可を受けた建設業者が建設を施工する工場に於ける場合

建設業の許可	
商号又は名称	建設業の許可
代表者の氏名	主任の者名
主任技術者の氏名	主任の者名
資本	資本額及び種別
一般建設業又は専門建設業の別	
許可を受けた建設業	國土交通大臣許可()第号
許可年月日	

10cm以上

記載要領 1 「主任技術者の氏名」の欄は、専門技術者2名の規定に該当する場合は、「主任技術者の氏名」及び「監理技術者の氏名」を記載すること。
2 その監理技術者の氏名を記載すること。
3 「主任の者名」の欄は、技術監督者3名の規定に該当する場合は、「主任」と記載すること。
4 「主任の者名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法律第7条第2項第2号イに該当する場合に、その他の専門技術者を記載すること。
5 「資本」の欄は、當該主任技術者又は監理技術者が法律第7条第2号イに該当する場合に、当該監理技術者が持める資本化出資の実効額を記載すること。

6 「許可を受けた建設業」の欄は、建設監査部の規則に該当する場合には、該監査部が所持する許可を受けた建設業を記載すること。
7 「許可を受けた建設業」の欄には、当該監査部の規則で定つてある建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
8 「国土交通大臣」については、下記のものを指すこと。

○淨化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十一年建設省令第六号）

改 正 案

(傍線の部分は改正部分)

別記様式第1号(第9条開除)

別記様式第1号(第9条開除)

現 行

淨化槽工事業者登録票

淨化槽工事業者登録票

氏名又は名称	代表者の氏名
登録番号	登録番号
登録年月日	登録年月日
浄化槽施工士の氏名	

但し、淨化槽施工士の氏名は、當該所に登録する場合にあつては當該登録所に記載される浄化槽施工士の氏名とし、淨化槽工事の取扱いを行う場合にあつては當該現場に置かれる専門的技術士の氏名とする。

別記様式第1号(第9条開除)

別記様式第1号(第9条開除)

淨化槽工事業者届出済票

淨化槽工事業者届出済票

氏名又は名称	代表者の氏名
登録番号	登録番号
登録年月日	登録年月日
浄化槽施工士の氏名	

但し、淨化槽施工士の氏名は、當該所に登録する場合にあつては當該登録所に記載される浄化槽施工士の氏名とし、淨化槽工事の取扱いを行う場合にあつては當該現場に置かれる専門的技術士の氏名とする。

氏名又は名称	代表者の氏名
登録番号	登録番号
登録年月日	登録年月日
浄化槽施工士の氏名	

但し、淨化槽施工士の氏名は、當該所に登録する場合にあつては當該登録所に記載される浄化槽施工士の氏名とし、淨化槽工事の取扱いを行う場合にあつては當該現場に置かれる専門的技術士の氏名とする。

○解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十二年国土交通省令第九十一号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 索

現 行

別記様式第7号（第8条関係）

35センチメートル以上

商号、名称又は氏名 法人である場合の 代表者の氏名	解体工事業者登録票
登録番号	40センチメートル以上
登録年月日	35センチメートル以上
技術管理者の氏名	35センチメートル以上

別記様式第7号（第8条関係）

40センチメートル以上

商号、名称又は氏名 法人である場合の 代表者の氏名	解体工事業者登録票
登録番号	40センチメートル以上
登録年月日	35センチメートル以上
技術管理者の氏名	35センチメートル以上

備考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合においては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

備考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合においては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

参考

○国土交通省令第 号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第三十条、淨化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三十一条（同法第三十三条第二項において適用する場合を含む。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第二百四号）第三十三条の規定に基づき、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年 月 日

国土交通大臣 前田 武志

建設業法施行規則等の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二十九号中「0」を「5」に、「40cm」を「35cm」に改める。

4 2

（淨化槽工事業に係る整備等に関する省令の一部改正）

第二条 淨化槽工事業に係る整備等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）の一部を次のように改正する。

35 25
チシナセチシナセ
ルアーメートルアーメートル
」」

別記様式第八号及び別記様式第九号中「40センチメートル」を「35センチメートル」に

に改める。

（解体工事業に係る整備等に関する省令の一部改正）

第三条 解体工事業に係る整備等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十一号）の一部を次のように改める。

3 2
チシナセチシナセ
ルアーメートルアーメートル
」」

別記様式第十号中「40センチメートル」を「35センチメートル」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。